

留萌市地方創生協議会設置要綱

(設置)

第1条 留萌市の人口減少の克服に向けた「人口ビジョン」や「地方版総合戦略」の策定及び策定後の施策の推進・検証にあたり、幅広い分野の関係団体等と協議を行うため、留萌市地方創生協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 「人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に関すること。
- (2) 「地方版総合戦略」の推進及び進捗状況の検証に関すること。
- (3) その他留萌市の人口減少の克服に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は留萌市及び別表に掲げる団体をもって構成し、団体代表者若しくは推薦者を委員とする。

- 2 前項のほか、人口ビジョン及び地方版総合戦略策定に携わった「地方創生るもい市民会議」委員を委員に追加することができる。
- 3 委員の任期は、第2期留萌市総合戦略終了までとする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、地域振興部政策調整課において行う。

(協議会)

第5条 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、市長が主宰する。
- 3 市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは、副市長がその職務を行う。
- 4 協議会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 5 第3条第1項に掲げる委員は、都合により協議会に出席できないときは、事前に事務局に通知し、当該委員が所属する団体の役員又は職員のうちからその委員が指名する者を代理人として出席させることができる。
- 6 協議会は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。
- 7 協議会には、オブザーバーを置くことができる。
- 8 協議会には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

留萌商工会議所
北海道留萌振興局
留萌市校長会
留萌信用金庫
北洋銀行
北海道銀行
連合北海道留萌地区連合会
エフエムもえる